



鳥取県公報

平成 31 年 3 月 15 日 (金)
号外第 18 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正する条例 (2) (参画協働課) 4
	鳥取県基金条例の一部を改正する条例 (3) (財政課) 6
	鳥取県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例 (4) (税務課) 9
	鳥取県税条例等の一部を改正する条例 (5) (〃) 10
	鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の 一部を改正する条例 (6) (情報政策課) 39

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

多様な主体の特性及び資源を活かした非営利公益活動が活発に実施されるようにするため、非営利公益活動に関する施策の策定及び実施に係る県の責務並びに事業者が行う非営利公益活動の促進等について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 県は、非営利公益活動の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、非営利公益活動団体又は県民がその特性及び資源を活かして非営利公益活動を行うことができるよう配慮しなければならないものとする。
- (2) 県は、事業者が非営利公益活動を通じて果たす社会的貢献の意義に鑑み、その非営利公益活動の促進に努めるとともに、事業者との協働に努めなければならないものとする。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県基金条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

基金の新設、処分事由の設定等の所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり新たに基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名称	設置目的
鳥取県森林整備促進基金	市町村が実施する森林の整備への支援並びに森林の整備を担うべき人材の育成及び確保その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てること。

- (2) 鳥取県地域環境保全基金は、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるときに処分できることとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成31年4月1日とする。

◇鳥取県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

固定資産の評価に係る土地の提示平均価額の算定を3年に1度の固定資産評価基準の見直し時期以外の年度においては行わないこととされたことに伴い、鳥取県固定資産評価審議会の委員の任期を見直す。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県固定資産評価審議会の委員の任期を3年（現行 2年）に延長する。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県税条例等の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

地方税法等の一部が改正され、地方税の税源の偏在の是正に資するための特別法人事業税の創設に併せた法人事業税の税率の引下げ、自動車税の種別割の税率の引下げ並びに環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税及び自動車税の特例措置等の見直し、ふるさと納税における指定制度の導入等が行われることに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 個人県民税に関する事項

- ア ふるさと納税の対象となる寄附金を、総務大臣が指定した都道府県等に対して支出する寄附金とする。
- イ 住宅ローン減税措置について、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場
合における減税期間を3年延長する。
- (2) 法人事業税に関する事項
法人事業税の所得割及び収入割の税率を引き下げる。
- (3) 自動車取得税に関する事項
エコカー減税等の特例措置について、適用対象を見直した上で、適用期間を6月延長する。
- (4) 自動車税に関する事項
ア 平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車に係る環境性能割の税率を1
パーセント軽減する。
イ 平成31年10月1日以後に最初の新規登録を受けた自家用乗用車に係る種別割の税率を引き下げる。
ウ 種別割を軽減するグリーン化特例について、適用期間を2年間延長した上で、平成33年4月1日以後に
最初の新規登録を受けた自家用乗用車に係る適用対象を、電気自動車等に限定する。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日等
ア 施行期日は、次のとおりとする。
 - (ア) (イ)から(オ)に掲げる事項以外の事項 平成31年4月1日
 - (イ) (1)のアに関する事項 平成31年6月1日
 - (ウ) (2)及び(4)のア及びイに関する事項並びに(4)のウに関する事項の一部 平成31年10月1日
 - (エ) (4)のウに関する事項の一部 平成33年4月1日
 - (オ) (5)に関する事項の一部 平成36年1月1日及び農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を
改正する法律の施行の日
- イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

申請等の際に提出する書類の削減等により県民の利便の向上を図るため、個人番号を利用することができる
事務及び本人確認情報の利用をすることができる事務を拡大する。

2 条例の概要

(1) 鳥取県特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部改正

ア 個人番号を利用することができる事務に、次の事務を追加する。

(ア) 私立の高等学校等への就学に要する費用の援助に関する事務

(イ) 私立の中学校への就学に要する費用の援助に関する事務

イ 教育委員会は、知事からア(ア)の事務を処理するために必要な高等学校等就学支援金の支給に関する特
定個人情報等の提供を求められたときは、これを提供することができることとする。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正

ア 本人確認情報の利用をすることができる事務に、(1)アの事務を追加する。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布の日とする。

条 例

鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第 2 号

鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正する条例

鳥取県非営利公益活動促進条例（平成13年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「県民」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>事業者</u>（県内で事業又は活動を行う個人及び非営利公益活動団体以外の団体をいう。以下同じ。）</p> <p>4 略</p> <p>(県の責務)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 県は、非営利公益活動の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、非営利公益活動団体又は県民がそれぞれの特性及び資源を活かして非営利公益活動を行うことができるよう配慮しなければならない。</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p>(事業者が行う非営利公益活動の促進等)</p> <p><u>第 7 条 県は、事業者が非営利公益活動を通じて果たす社会的貢献の意義に鑑み、その非営利公益活動の促進に努めるとともに、事業者との協働に努めなければならない。</u></p> <p>(協働による業務の実施等)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>(非営利公益活動等に対する支援)</p> <p>第 9 条 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「県民」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県内で事業又は活動を行う個人及び非営利公益活動団体以外の団体</p> <p>4 略</p> <p>(県の責務)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 略</p> <p>(協働による業務の実施等)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>(非営利公益活動等に対する支援)</p> <p>第 8 条 略</p>

(意見又は提案の聴取) 第10条 略	(意見又は提案の聴取) 第9条 略
(就業環境の整備) 第11条 略	(就業環境の整備) 第10条 略
(規則への委任) 第12条 略	(規則への委任) 第11条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第3号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
(設置) 第2条 略 2～4 略 5 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第81条の2第1項の規定に基づき、別表第3の3の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。					(設置) 第2条 略 2～4 略 5 国民健康保険法第81条の2第1項の規定に基づき、別表第3の3の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
7 鳥取県地域環境保全基金	地域の環境保全に関する知識の普及、地域における環境保全のための実践活動の支援等地域に根ざした環境保全活動を推進し、もって地域の環境保全を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当するとき。	7 鳥取県地域環境保全基金	地域の環境保全に関する知識の普及、地域における環境保全のための実践活動の支援等地域に根ざした環境保全活動を推進し、もって地域の環境保全を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予	

算に計 上して 基金に 積立て					算に計 上して 基金に 積立て				
略					略				
26 鳥 取県 被災 者住 宅再 建等 支援 基金	鳥取県 被災者住 宅再建等 支援条例 (平成13 年鳥取県 条例第40 号)第3 条第1項 に規定す る被災者 住宅再建 等支援事 業費補助 金の交付 に要する 経費に充 てること。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に 積立て	(1) 当 該基金 の設置 目的を 達成す るため に必要な経費 の財源 に充て るとき。 (2) 鳥 取県被 災者住 宅再建 等支援 条例第 8条第 5項の 規定に よる返 還の財 源に充 てると き。	26 鳥 取県 被災 者住 宅再 建等 支援 基金	鳥取県 被災者住 宅再建等 支援条例 (平成13 年鳥取県 条例第40 号)第3 条第1項 に規定す る被災者 住宅再建 等支援事 業費補助 金の交付 に要する 経費に充 てること。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に 積立て	(1) 当 該基金 の設置 目的を 達成す るため に必要な経費 の財源 に充て るとき。 (2) 鳥 取県被 災者住 宅再建 等支援 条例第 8条第 5項の 規定に よる返 還の財 源に充 てると き。
27 鳥 取県 森林 整備 促進 基金	市町村 が実施す る森林の 整備への 支援並び に森林の 整備を担 うべき人 材の育成 及び確保 その他の 森林の整 備の促進 に関する	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	(1) 一 般会計 歳入歳 出予算 に計上 して、 当該基 金の設 置目的 を達成 するた めに必 要な経 費の財	当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てると き。					

	施策に要 する費用 に充てる こと。		源に充 当 (2) (1)の ほか、 一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 基金に 積立て						
--	-----------------------------	--	---	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

鳥取県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第4号

鳥取県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

鳥取県固定資産評価審議会条例（昭和37年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(任期) 第3条 委員の任期は、 <u>3年</u> とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 略	(任期) 第3条 委員の任期は、 <u>2年</u> とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第 5 号

鳥取県税条例等の一部を改正する条例

(鳥取県税条例の一部改正)

第 1 条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(災害等による期限の延長をした県税に係る延滞金の免除)</p> <p>第11条 第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定により県税の納付又は納入に関する期限を延長した場合並びに<u>法第20条の 5 の 2 第 2 項の規定により総務大臣が県税の納付又は納入に関する期限を延長した場合には</u>、その県税に係る延滞金のうちその延長をした期間に対応する部分の金額は、免除する。</p>	<p>(災害等による期限の延長をした県税に係る延滞金の免除)</p> <p>第11条 第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定により県税の納付又は納入に関する期限を延長した場合には、その県税に係る延滞金のうちその延長をした期間に対応する部分の金額は、免除する。</p>
<p>(住宅借入金等特別控除)</p> <p>第24条の 3 略</p> <p>2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 1 項(同条第 3 項において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する控除額を当該納税義務者の前 2 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>(住宅借入金等特別控除)</p> <p>第24条の 3 略</p> <p>2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 1 項(同条第 4 項において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する控除額を当該納税義務者の前 2 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の 4 所得割の納税義務者が、前年中に法第37条の 2 第 1 項各号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の 4 に相当する金額(当該納税義務者が前年中に<u>同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金</u>(以下この条において「<u>特例控除対象寄附金</u>」という。)を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の 4 所得割の納税義務者が、前年中に法第37条の 2 第 1 項各号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の 4 に相当する金額(当該納税義務者が前年中に<u>同項第 1 号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては</u>、当該100分の 4 に相当する金額に<u>同条第 2 項</u>(法附則第 5 条の 5 第 1 項又は</p>

は、当該100分の4に相当する金額に同条第11項（法附則第5条の5第1項又は附則第5条の6第1項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第24条及び第24条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

2 所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第5項の規定による申告特例通知書の送付があった場合においては、法附則第7条の2第2項（法附則第7条の3第1項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する申告特例控除額を当該納税義務者の前項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

3・4 略

（法人の県民税均等割の減免）

第41条の3 知事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に規定する公益社団法人又は公益財団法人その他の法人で規則で定めるもののうち、収益事業を行わないものに対しては、規則で定めるところにより、法人の県民税の均等割を減免することができる。

2・3 略

（心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告）

第107条 法附則第11条の4第1項の規定の適用を受けようとする事業主は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項に規定する助成金の支給を受けたことを証明する書類及び当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を同項の施行令で定める事業所の事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 支給を受けた助成金の額及び支給を受けた年月日

（心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対

附則第5条の6第1項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第24条及び第24条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

2 所得割の納税義務者が前年中に法第37条の2第1項第1号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第5項の規定による申告特例通知書の送付があった場合においては、法附則第7条の2第2項（法附則第7条の3第1項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する申告特例控除額を当該納税義務者の前項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

3・4 略

（法人の県民税均等割の減免）

第41条の3 知事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に規定する公益社団法人又は公益財団法人その他の法人で規則で定めるもののうち、収益事業を行わないものに対しては、法人の県民税の均等割を減免することができる。

2・3 略

（心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告）

第107条 法附則第11条の4第1項の規定の適用を受けようとする事業主は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項に規定する助成金その他これに類するものとして総務省令で定めるもの（以下この条及び次条において「助成金等」という。）の支給を受けたことを証明する書類及び当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を同項の施行令で定める事業所の事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 支給を受けた助成金等の額及び支給を受けた年月日

（心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対

して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)
 第108条 法附則第11条の4第2項において準用する
法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を
 受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載し
 た申告書に、助成金の支給を受けたことを証明する
 書類を添付して、第84条第1項の規定による申告を
 する際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 支給を受ける助成金の予定金額及び支給を受
 ける予定年月日

2 法附則第11条の4第2項において準用する法第73
条の27第1項の規定による不動産取得税の還付を受
 けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税
 額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請
 書を知事に提出しなければならない。

(宅地建物取引業者による中古住宅の取得に対して課
 する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第110条 法附則第11条の4第5項において準用する
法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を
 受けようとする宅地建物取引業者は、次に掲げる事
 項を記載した申告書に、住宅を取得した日から2年
 以内に改修工事を行うことを証明する書類を添付し
 て、第84条第1項の規定による当該住宅の取得の申
 告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 法附則第11条の4第5項において準用する法第73
条の27第1項の規定による不動産取得税の還付を受
 けようとする宅地建物取引業者は、当該不動産取得
 税の年度及び税額並びに前条第1項各号に掲げる事
 項を記載した還付申請書を知事に提出しなければな
 らない。

(宅地建物取引業者による中古住宅の用に供する土地
 の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関す
 る申告等)

第112条 法附則第11条の4第7項において準用する
法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を
 受けようとする宅地建物取引業者は、次に掲げる事
 項を記載した申告書に、住宅を取得した日から2年
 以内に改修工事を行うことを証明する書類を添付し
 て、第84条第1項の規定による当該住宅の取得の申
 告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)
 第108条 法附則第11条の4第2項の規定による徴収
 猶予の適用を受けようとする事業主は、次に掲げる
 事項を記載した申告書に、助成金等の支給を受けた
 ことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規
 定による申告をする際に併せて知事に提出しなけれ
 ばならない。

(1)～(3) 略

(4) 支給を受ける助成金等の予定金額及び支給を受
 ける予定年月日

2 法附則第11条の4第2項の規定による不動産取得
 税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税
 の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載
 した還付申請書を知事に提出しなければならない。

(宅地建物取引業者による中古住宅の取得に対して課
 する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第110条 法附則第11条の4第5項の規定による徴収
 猶予の適用を受けようとする宅地建物取引業者は、
 次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得し
 た日から2年以内に改修工事を行うことを証明する
 書類を添付して、第84条第1項の規定による当該住
 宅の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなけ
 ればならない。

(1)～(5) 略

2 法附則第11条の4第5項の規定による不動産取得
 税の還付を受けようとする宅地建物取引業者は、当
 該不動産取得税の年度及び税額並びに前条第1項各
 号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出
 しなければならない。

(宅地建物取引業者による中古住宅の用に供する土地
 の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関す
 る申告等)

第112条 法附則第11条の4第7項の規定による徴収
 猶予の適用を受けようとする宅地建物取引業者は、
 次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得し
 た日から2年以内に改修工事を行うことを証明する
 書類を添付して、第84条第1項の規定による当該住
 宅の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなけ
 ればならない。

(1)～(6) 略

2 法附則第11条の4第7項において準用する法第73条の27第1項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする宅地建物取引業者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条第1項各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

(自動車取得税の非課税)

第134条の5の3 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の税率の特例)

第134条の11 略

2 法附則第12条の2の2第2項に規定するガソリン自動車で初めて新規登録等（法附則第12条の2第2項に規定する新規登録等をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、前条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

3 法附則第12条の2の2第3項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

4 法附則第12条の2の2第4項に規定するガソリン自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項ま

(1)～(6) 略

2 法附則第11条の4第7項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする宅地建物取引業者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条第1項各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

(自動車取得税の非課税)

第134条の5の3 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の税率の特例)

第134条の11 略

2 法附則第12条の2の2第2項に掲げる自動車に初めて新規登録等（法附則第12条の2第2項に規定する新規登録等をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

3 法附則第12条の2の2第3項に掲げる自動車に初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

4 法附則第12条の2の2第4項に掲げる自動車に初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の

での規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

5 法附則第12条の2の2第5項各号に掲げる自動車
で初めて新規登録等を受けるものの取得(前3項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

6 法附則第12条の2の2第6項に規定するガソリン
自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

7 法附則第12条の2の2第7項各号に掲げる自動車
で初めて新規登録等を受けるものの取得(第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

8 法附則第12条の2の2第8項各号に掲げる自動車
で初めて新規登録等を受けるものの取得(第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合

適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

5 法附則第12条の2の2第5項に掲げる自動車
で初めて新規登録等を受けるものの取得(前3項又は法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

6 法附則第12条の2の2第6項に掲げる自動車
で初めて新規登録等を受けるものの取得(第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

7 法附則第12条の2の2第7項に掲げる自動車
で初めて新規登録等を受けるものの取得(第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

8 法附則第12条の2の2第8項に掲げる自動車
で初めて新規登録等を受けるものの取得(第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合

に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる自動車税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号から第5号までに掲げる自動車税以外の自動車税 次の表の通常税率の欄に定める額

(2) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの(天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス(一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車(以下この条において「天然ガス自動車等」という。)を除く。)に係る平成31年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

(3) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの(天然ガス自動車等を除く。)に係る平成31年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

(4) 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車
で平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成30年度分の自動車税及び同項各号に掲げる自動車
で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成31年度分の自動車税 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第3項に規定する自動車
で平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に

に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる自動車税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号から第7号までに掲げる自動車税以外の自動車税 次の表の通常税率の欄に定める額

(2) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車
で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの(天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス(一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車(以下「天然ガス自動車等」という。)を除く。)に係る新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

(3) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車
で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの(天然ガス自動車等を除く。)に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

(4) 法附則第12条の3第3項に掲げる自動車
で平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成29年度分の自動車税 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第4項に規定する自動車
(同条第3項に掲げる自動車を除く。)で平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成29年度分の自動車税 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

(6) 法附則第12条の3第5項に掲げる自動車
で平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成30年度分の自動車税及び同項に規定する自動車
で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成31年度分の自動車税 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(7) 法附則第12条の3第6項に規定する自動車
(同条第5項に掲げる自動車を除く。)で平成29

に新車新規登録を受けたものに係る平成30年度分の自動車税及び同条第3項に規定する自動車以て平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成31年度分の自動車税 次の表の最小軽減税率の欄に定める額

略

2 前項の表(2)アのaからmまで及び(2)イのaからmまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る自動車税の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる自動車税にあっては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第4号に掲げる自動車税にあっては同表の最大軽減税率の欄に定める額を、同項第5号に掲げる自動車税にあっては同表の最小軽減税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

略

年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成30年度分の自動車税及び同条第6項に規定する自動車(同条第5項に掲げる自動車を除く。)で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成31年度分の自動車税 次の表の最小軽減税率の欄に定める額

略

2 前項の表(2)アのaからiまで及び(2)イのaからiまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る自動車税の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる自動車税にあっては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第4号又は第6号に掲げる自動車税にあっては同表の最大軽減税率の欄に定める額を、同項第5号又は第7号に掲げる自動車税にあっては同表の最小軽減税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

略

第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
(法人の事業税の税率) 第58条 略				(法人の事業税の税率) 第58条 略			
2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。				2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。			
事業	法人	金額	税率	事業	法人	金額	税率
(1) (2) に掲げる 事業以外 の事業	外形標準課税	略		(1) (2) に掲げる 事業以外 の事業	外形標準課税	略	
	対象法人(受託法人(法第72条の2の2第3項に規定する受託法人をいう。以下この条において同じ。))を除く。次項に	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の0.4</u>		対象法人(受託法人(法第72条の2の2第3項に規定する受託法人をいう。以下この条及び次条において同じ。))を除	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の1.9</u>
		各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の0.7</u>			各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の2.7</u>
	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	略	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額		略		

	おいて同じ。)	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の <u>1</u>
	特別法人	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の <u>3.5</u>
		各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の <u>4.9</u>
その他の法人	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	各事業年度の所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額	100分の <u>5.3</u>
		各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の <u>7</u>
	(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業	電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人	各事業年度の収入金額

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額(外形標準課税対象法人にあつては、その合計額)とする。

法人	金額	税率
外形標準課税対象法人	略	
	各事業年度の所得	100分の <u>1</u>
特別法人	各事業年度の所得	100分の <u>4.9</u>

	く。次項において同じ。)	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の <u>3.6</u>
	特別法人	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の <u>5</u>
		各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の <u>6.6</u>
その他の法人	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	各事業年度の所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額	100分の <u>7.3</u>
		各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の <u>9.6</u>
	(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業	電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人	各事業年度の収入金額

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額(外形標準課税対象法人にあつては、合計額)とする。

法人	金額	税率
外形標準課税対象法人	略	
	各事業年度の所得	100分の <u>3.6</u>
特別法人	各事業年度の所得	100分の <u>6.6</u>

その他の法人	各事業年度の所得	100分の 7
--------	----------	------------

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
(1) (2) に掲げる事業以外の事業	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5
	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9
	各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7
	各事業年度の収入金額	100分の1
(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業		

5 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第3項及び前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の金額の欄に掲げる金額に、それぞれ同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

金額	税率
各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額	100分の4.9
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7

(自動車税の非課税)

第136条 略

(環境性能割の非課税)

第136条の2 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車

その他の法人	各事業年度の所得	100分の 9.6
--------	----------	--------------

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
(1) (2) に掲げる事業以外の事業	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5
	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の6.6
	各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の7.9
	各事業年度の収入金額	100分の1.3
(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業		

5 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第3項及び前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の金額の欄に掲げる金額に、それぞれ同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

金額	税率
各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額	100分の6.6
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の7.9

(自動車税の非課税)

第136条 略

両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が平成33年3月31日までに
行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

2 法第157条第1項第1号ロ（同条第4項において準用する場合を含む。）又は第2号ロに掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間（第137条の6第2項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第137条の4 略

（環境性能割の課税標準の特例）

第137条の4の2 法附則第12条の2の13の規定の適用を受ける環境性能割の課税標準は、同条の規定により算定される金額とする。

（環境性能割の税率の特例）

第137条の6 略

2 自家用の乗用車に対する前条第2項及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が特定期間に行われたときに限り、前条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、前条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

第139条 平成31年9月30日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等であって、鳥取県税条例等の一部を改正する条例（平成28年鳥取県条例第33号）第3条の規定による改正前の鳥取県税条例（以下この条において「旧条例」という。）第135条第1項の規定により旧条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等であって地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律並びに旧条例第136条、第137条及び第137条の2の規定により旧条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして総務省令で定めるものの用に供された

（環境性能割の課税標準）

第137条の4 略

（環境性能割の税率の特例）

第137条の6 略

第139条 削除

ことがある自家用乗用車等であって平成31年10月1日以後に最初の新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率は、前条の規定にかかわらず、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号から第5号までに掲げる種別割以外の種別割 次の表の通常税率の欄に定める額

(2) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は同項第5号に規定する石油ガス自動車
 で平成20年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額

(3) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車
 で平成22年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額

(4) 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車
 で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成31年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）及び法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車
 で平成31年4月1日から同年9月30日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成32年度分の種別割 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車
 で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成31年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）及び法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車
 で平成31年4月1日から同年9月30日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成32年度分の種別割 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

自家用乗用車等		通常税率	重課税率	最大軽課税率	最小軽課税率
(1)	ア 総排気量が	29,500	33,900	7,500	15,000

乗用車	1リットル以下のもの	円	円	円	円
イ	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	34,500円	39,600円	9,000円	17,500円
ウ	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	39,500円	45,400円	10,000円	20,000円
エ	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	45,000円	51,700円	11,500円	22,500円
オ	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	51,000円	58,600円	13,000円	25,500円
カ	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	58,000円	66,700円	14,500円	29,000円
キ	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	66,500円	76,400円	17,000円	33,500円
ク	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	76,500円	87,900円	19,500円	38,500円
ケ	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	88,000円	101,200円	22,000円	44,000円
コ	総排気量が6リットルを超えるもの	111,000円	127,600円	28,000円	55,500円

	サ 電気自動車 又は水素自動車	29,500 円		7,500 円	15,000 円
(2)	教習車(乗用車 に類するもの)	(1) に定 める 額	(1) に定 める 額	(1) に定 める 額	(1) に定 める 額
(3)	ア 総排気量が 1リットル以 下のもの	23,600 円	27,100 円	6,000 円	12,000 円
	イ 総排気量が 1リットルを 超え1.5リッ トル以下のも の	27,600 円	31,700 円	7,000 円	14,000 円
	ウ 総排気量が 1.5リットル を超え2リッ トル以下のも の	31,600 円	36,300 円	8,000 円	16,000 円
	エ 総排気量が 2リットルを 超え2.5リッ トル以下のも の	36,000 円	41,400 円	9,000 円	18,000 円
	オ 総排気量が 2.5リットル を超え3リッ トル以下のも の	40,800 円	46,900 円	10,500 円	20,500 円
	カ 総排気量が 3リットルを 超え3.5リッ トル以下のも の	46,400 円	53,300 円	12,000 円	23,500 円
	キ 総排気量が 3.5リットル を超え4リッ トル以下のも の	53,200 円	61,100 円	13,500 円	27,000 円
	ク 総排気量が 4リットルを 超え4.5リッ トル以下のも の	61,200 円	70,300 円	15,500 円	31,000 円

ケ 総排気量が 4.5リットル を超え6リッ トル以下のも の	70,400 円	80,900 円	18,000 円	35,500 円
コ 総排気量が 6リットルを 超えるもの	88,800 円	102,100 円	22,500 円	44,500 円
サ 電気自動車 又は水素自動 車	23,600 円		6,000 円	12,000 円

第3条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(種別割の税率)</p> <p>第138条 種別割の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法附則第12条の3第2項各号<u>(第4号及び第5号を除く。)</u>に掲げる自動車のうち自家用乗用車等であって平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成34年度分の種別割及び同項各号(第4号及び第5号を除く。)に掲げる自動車のうち自家用乗用車等であって平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成35年度分の種別割 次の表の最大軽課税率の欄に定める額</p> <p>(5) 略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px 0;">略</div> <p>2 略</p> <p>第139条 平成31年9月30日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等であって、鳥取県税条例等の一部を改正する条例(平成28年鳥取県条例第33号)第3条の規定による改正前の鳥取県税条例(以下この条において「旧条例」という。)第135条第1項</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第138条 種別割の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車<u>(自家用乗用車等を除く。)</u>で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成31年度分の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)、法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車で平成31年4月1日(自家用乗用車等にあっては同年10月1日)から平成32年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成32年度分の種別割及び同項各号に掲げる自動車で平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成33年度分の種別割 次の表の最大軽課税率の欄に定める額</p> <p>(5) 略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px 0;">略</div> <p>2 略</p> <p>第139条 平成31年9月30日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等であって、鳥取県税条例等の一部を改正する条例(平成28年鳥取県条例第33号)第3条の規定による改正前の鳥取県税条例(以下この条において「旧条例」という。)第135条第1項</p>

の規定により旧条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等であって地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律並びに旧条例第136条、第137条及び第137条の2の規定により旧条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用乗用車等であって平成31年10月1日以後に最初の新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率は、前条の規定にかかわらず、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 略

略

の規定により旧条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等であって地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律並びに旧条例第136条、第137条及び第137条の2の規定により旧条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用乗用車等であって平成31年10月1日以後に最初の新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率は、前条の規定にかかわらず、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 略

(4) 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成31年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）及び法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車で平成31年4月1日から同年9月30日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成32年度分の種別割 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成31年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）及び法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車で平成31年4月1日から同年9月30日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成32年度分の種別割 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

略

第4条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)</p> <p>第99条 略</p>	<p>(農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)</p> <p>第99条 略</p>

<p>(農地中間管理機構)の農地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等) 第100条 略</p>	<p>(農地利用集積団滑化団体等)の農地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等) 第100条 略</p>
---	---

第5条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(督促) 第12条 略 2 法第739条の5第1項及び第2項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定によって個人の県民税について滞納処分をする場合において、督促状を発していないものについては、徴税吏員は、速やかにこれを発しなければならない。 3 略</p> <p>(個人の県民税の賦課徴収) 第32条 個人の県民税の賦課徴収は、法第739条の5の規定による場合を除くほか、市町村が当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収(均等割の税率の軽減を除く。)の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。</p> <p>(個人の県民税に係る徴収金の払込みの方法) 第37条 市町村が法第739条の4第2項の規定によって個人の県民税に係る徴収金を払い込む場合においては、規則で定める払込書によって指定金融機関等に払い込むものとする。</p>	<p>(督促) 第12条 略 2 法第48条第1項及び第2項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定によって個人の県民税について滞納処分をする場合において、督促状を発していないものについては、徴税吏員は、速やかにこれを発しなければならない。 3 略</p> <p>(個人の県民税の賦課徴収) 第32条 個人の県民税の賦課徴収は、法第48条の規定による場合を除くほか、市町村が当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収(均等割の税率の軽減を除く。)の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。</p> <p>(個人の県民税に係る徴収金の払込みの方法) 第37条 市町村が法第42条第3項の規定によって個人の県民税に係る徴収金を払い込む場合においては、規則で定める払込書によって指定金融機関等に払い込むものとする。</p>

(鳥取県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 鳥取県税条例等の一部を改正する条例(平成28年鳥取県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第3条中鳥取県税条例第134条の5の3及び第134条の11の改正規定、第137条の3の次に13条を加える改正規定のうち第137条の11に係る部分並びに第138条及び第143条の2の改正規定を次のように改める。

	<p>(自動車取得税の非課税) 第134条の5の3 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が平成31年9月30日までに行わ</p>
--	--

れたときに限り、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の税率の特例)

第134条の11 営業用の自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車を除く。）及び同条の軽自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、当分の間、100分の2とする。

2 法附則第12条の2の2第2項に規定するガソリン自動車で初めて新規登録等（法附則第12条の2第2項に規定する新規登録等をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、前条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

3 法附則第12条の2の2第3項各号に掲げる自動車
で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

4 法附則第12条の2の2第4項に規定するガソリン自動車
で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

5 法附則第12条の2の2第5項各号に掲げる自動車
で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの

項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

6 法附則第12条の2の2第6項に規定するガソリン自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

7 法附則第12条の2の2第7項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

8 法附則第12条の2の2第8項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

（環境性能割の納付の方法）

第137条の11 環境性能割の納税義務者は、第137条の9第1項又は前条の規定により環境性能割を納付する場合（法第170条の規定により当該環境性能割に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、これらの規定による申告書又は修正申告書に鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第3条に規定する収入証紙（以下「鳥取県収入証紙」という。）を貼ってしなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額

に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証紙の貼付けに代えることができる。

- 2 環境性能割の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第137条の9第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、第6条第2項及び前項の規定にかかわらず、知事から得た納付情報により当該環境性能割額に相当する現金を納付することができる。

（種別割の税率）

第138条 種別割の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号から第5号までに掲げる種別割以外の種別割 次の表の通常税率の欄に定める額
- (2) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は同項第5号に規定する石油ガス自動車で平成20年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及び電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車（以下この条及び次条において「天然ガス自動車等」という。）並びに自家用の乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。）並びに特種用途自動車のうち乗用車に類する教習車及びキャンピング車（以下この条及び次条において「自家用乗用車等」という。）を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額
- (3) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成22年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等及び自家用乗用車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額
- (4) 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車

（自動車税の税率）

第138条 自動車税の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる自動車税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号から第5号までに掲げる自動車税以外の自動車税 次の表の通常税率の欄に定める額
- (2) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車（以下この条において「天然ガス自動車等」という。）を除く。）に係る平成31年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額
- (3) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る平成31年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額
- (4) 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車

(自家用乗用車等を除く。)で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成31年度分の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)、法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車(平成31年4月1日(自家用乗用車等にあつては同年10月1日)から平成32年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成32年度分の種別割及び同項各号に掲げる自動車(平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成33年度分の種別割) 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車(自家用乗用車等を除く。)で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成31年度分の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)、法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車(平成31年4月1日(自家用乗用車等にあつては同年10月1日)から平成32年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成32年度分の種別割及び同項各号に掲げる自動車(平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成33年度分の種別割) 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

自動車		通常税率	重課税率	最大軽課税率	最小軽課税率
(1) 乗用車(3輪の小型自動車であるものを除く。)	イ a 総排気量が1リットル以下のもの	25,000 円		6,500 円	12,500 円
	b 総排気量が1リットルを超え1.5リットル	30,500 円		8,000 円	15,500 円

で平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成30年度分の自動車税及び同項各号に掲げる自動車(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成31年度分の自動車税) 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第3項に規定する自動車(平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成30年度分の自動車税及び同条第3項に規定する自動車(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成31年度分の自動車税) 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

自動車		通常税率	重課税率	最大軽課税率	最小軽課税率
(1) 乗用車(3輪の小型自動車であるものを除く。)	イ a 総排気量が1リットル以下のもの	29,500 円	33,900 円	7,500 円	15,000 円
	b 総排気量が1リットルを超え1.5リットル	34,500 円	39,600 円	9,000 円	17,500 円

	ル以下 のもの						
c	総排 気量が 1.5リッ トルを 超え2 リット ル以下 のもの	<u>36,000</u> 円		<u>9,000</u> 円	<u>18,000</u> 円		
d	総排 気量が 2リッ トルを 超え2.5 リット ル以下 のもの	<u>43,500</u> 円		<u>11,000</u> 円	<u>22,000</u> 円		
e	総排 気量が 2.5リッ トルを 超え3 リット ル以下 のもの	<u>50,000</u> 円		<u>12,500</u> 円	<u>25,000</u> 円		
f	総排 気量が 3リッ トルを 超え3.5 リット ル以下 のもの	<u>57,000</u> 円		<u>14,500</u> 円	<u>28,500</u> 円		
g	総排 気量が 3.5リッ トルを 超え4 リット ル以下 のもの	<u>65,500</u> 円		<u>16,500</u> 円	<u>33,000</u> 円		
h	総排 気量が 4リッ	<u>75,500</u> 円		<u>19,000</u> 円	<u>38,000</u> 円		
	ル以下 のもの						
c	総排 気量が 1.5リッ トルを 超え2 リット ル以下 のもの	<u>39,500</u> 円		<u>45,400</u> 円	<u>10,000</u> 円	<u>20,000</u> 円	
d	総排 気量が 2リッ トルを 超え2.5 リット ル以下 のもの	<u>45,000</u> 円		<u>51,700</u> 円	<u>11,500</u> 円	<u>22,500</u> 円	
e	総排 気量が 2.5リッ トルを 超え3 リット ル以下 のもの	<u>51,000</u> 円		<u>58,600</u> 円	<u>13,000</u> 円	<u>25,500</u> 円	
f	総排 気量が 3リッ トルを 超え3.5 リット ル以下 のもの	<u>58,000</u> 円		<u>66,700</u> 円	<u>14,500</u> 円	<u>29,000</u> 円	
g	総排 気量が 3.5リッ トルを 超え4 リット ル以下 のもの	<u>66,500</u> 円		<u>76,400</u> 円	<u>17,000</u> 円	<u>33,500</u> 円	
h	総排 気量が 4リッ	<u>76,500</u> 円		<u>87,900</u> 円	<u>19,500</u> 円	<u>38,500</u> 円	

			トルを 超え4.5 リット ル以下 のもの					
	i	総排 気量が 4.5リッ トルを 超え6 リット ル以下 のもの	87,000 円		22,000 円	43,500 円		
	j	総排 気量が 6リッ トルを 超える もの	110,000 円		27,500 円	55,000 円		
	k	電気 自動車 又は水 素自動 車	25,000 円		6,500 円	12,500 円		
略								
(4) 特	略							
種用途	イ	(ア)	a	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
自動車 (3輪 の小型 自動車 である ものを 除く。)	自家用	教習車	乗用車 に類す るもの 略	イに 定め る額	イに 定め る額	イに 定め る額	イに 定め る額	イに 定め る額
				略				
	(ウ)	a	20,000 円		5,000 円	10,000 円		
		キャン ピング 車の もの	総排 気量が 1リッ トル 以下の もの					
		b	24,400 円		6,500 円	12,500 円		
		総排						
			円		円	円		

			トルを 超え4.5 リット ル以下 のもの					
	i	総排 気量が 4.5リッ トルを 超え6 リット ル以下 のもの	88,000 円	101,200 円	22,000 円	44,000 円		
	j	総排 気量が 6リッ トルを 超える もの	111,000 円	127,600 円	28,000 円	55,500 円		
	k	電気 自動車 又は水 素自動 車	29,500 円		7,500 円	15,000 円		
略								
(4) 特	略							
種用途	イ	(ア)	a	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
自動車 (3輪 の小型 自動車 である ものを 除く。)	自家用	教習車	乗用車 に類す るもの 略	イに 定め る額	イに 定め る額	イに 定め る額	イに 定め る額	イに 定め る額
				略				
	(ウ)	a	23,600 円	27,100 円	6,000 円	12,000 円		
		キャン ピング 車の もの	総排 気量が 1リッ トル 以下の もの					
		b	27,600 円	31,700 円	7,000 円	14,000 円		
		総排						
			円	円	円	円		

				気量が1 リットル を超え 1.5 リットル 以下の もの						
				c	<u>28,800</u>		<u>7,500</u>	<u>14,500</u>		
				総排 気量 が 1.5 リッ トル を超 え2 リッ トル 以下 の もの	円	円	円			
				気量が1 リットル を超え 1.5 リットル 以下の もの						
				c	<u>31,600</u>	<u>36,300</u>	<u>8,000</u>	<u>16,000</u>		
				総排 気量 が 1.5 リッ トル を超 え2 リッ トル 以下 の もの	円	円	円	円		
				気量が2 リットル を超え 2.5 リットル 以下の もの						
				d	<u>34,800</u>		<u>9,000</u>	<u>17,500</u>		
				総排 気量 が2 リッ トル を超 え 2.5 リッ トル 以下 の もの	円	円	円	円		
				気量が2 リットル を超え 2.5 リットル 以下の もの						
				d	<u>36,000</u>	<u>41,400</u>	<u>9,000</u>	<u>18,000</u>		
				総排 気量 が2 リッ トル を超 え 2.5 リッ トル 以下 の もの	円	円	円	円		
				気量が 2.5						
				e	<u>40,000</u>		<u>10,000</u>	<u>20,000</u>		
				総排 気量 が 2.5	円	円	円	円		
				気量が 2.5						
				e	<u>40,800</u>	<u>46,900</u>	<u>10,500</u>	<u>20,500</u>		
				総排 気量 が 2.5	円	円	円	円		

	4.5 リットル 以下のもの			
	i 総排気量が 4.5リットル を超え6 リットル 以下のもの	69,600 円	17,500 円	35,000 円
	j 総排気量が6 リットル を超えるもの	88,000 円	22,000 円	44,000 円
	k 電気自動車又は水素自動車	20,000 円	5,000 円	10,000 円
	略			
略				
	4.5 リットル 以下のもの			
	i 総排気量が 4.5リットル を超え6 リットル 以下のもの	70,400 円	80,900 円	18,000 円
	j 総排気量が6 リットル を超えるもの	88,800 円	102,100 円	22,500 円
	k 電気自動車又は水素自動車	23,600 円	6,000 円	12,000 円
	略			
略				

2 前項の表(2)アのaからmまで及び(2)イのaからmまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る種別割の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる種別割にあっては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる種別割にあっては同表の重課税率の

2 前項の表(2)アのaからmまで及び(2)イのaからmまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る自動車税の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる自動車税にあっては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる自動車税にあっては同表の重課

欄に定める額を、同項第4号に掲げる種別割にあっては同表の最大軽減税率の欄に定める額を、同項第5号に掲げる種別割にあっては同表の最小軽減税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

略

(種別割の徴収方法の特例)

第143条の2 第142条第2項の規定により証紙をもって種別割を納付すべき者が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条の規定による申告書の提出を行う場合の種別割の徴収方法は、第6条第2項及び第142条第2項の規定にかかわらず、当該種別割を納付すべき者が当該登録の申請をした際に、法第177条の12の総務省令で定める方法によることができる。

税率の欄に定める額を、同項第4号に掲げる自動車税にあっては同表の最大軽減税率の欄に定める額を、同項第5号に掲げる自動車税にあっては同表の最小軽減税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

略

(自動車税の徴収方法の特例)

第143条の2 第142条第2項の規定により証紙をもって自動車税を納付すべき者が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条の規定による申告書の提出を行う場合の自動車税の徴収方法は、第6条及び第142条第2項の規定にかかわらず、当該自動車税を納付すべき者が当該登録の申請をした際に、法第151条の2の総務省令で定める方法によることができる。

第5条中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和29年鳥取県条例第27号）第2条の改正規定を次のように改める。

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の方法)

第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の種別割は、この条例で定めるところにより、証紙徴収の方法によって徴収する。

2 前項の規定による自動車税の種別割の納税義務者は、鳥取県税条例第141条の規定にかかわらず、毎年4月中（4月中以後に自動車税の種別割の納税義務が発生した者にあつては、当該種別割の納税義務が発生した月の翌月中）において、県の発行する証紙を知事から購入して、当該自動車税の種別割を払い込まなければならない。

3 前項の場合において、自動車税の種別割の納税義務は、購入した証紙に検印を受けたときに完了するものとする。

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の方法)

第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税は、この条例で定めるところにより、証紙徴収の方法によって徴収する。

2 前項の規定による自動車税の納税義務者は、鳥取県税条例第141条の規定にかかわらず、毎年4月中（4月中以後に自動車税の納税義務が発生した者にあつては、当該自動車税の納税義務が発生した月の翌月中）において、県の発行する証紙を知事から購入して、当該自動車税を払い込まなければならない。

3 前項の場合において、自動車税の納税義務は、購入した証紙に検印を受けたときに完了するものとする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

附 則	附 則
<p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 31年新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成31年度分の平成31年10月1日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。</u></p> <p>4 <u>31年新条例第137条の2第2項ただし書の規定の適用については、31年旧条例第137条の2第1項第1号に該当することにより自動車税の減免を受けた者は、当該減免の対象となった自動車について、自動車税の種別割の減免を受けたものとみなす。</u></p>	<p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 31年新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度分以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの自動車税については、なお従前の例による。</p>

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正)

第7条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の方法)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定による自動車税の納税義務者は、鳥取県税条例第141条の規定にかかわらず、毎年4月中(4月中以後に自動車税の納税義務が発生した者にあつては、当該自動車税の納税義務が発生した月の翌月中)において、県の発行する証紙を知事から購入して、当該自動車税を払い込まなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、自動車税の納税義務は、購入した証紙に検印を受けたときに完了するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>	<p>(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の方法)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定による自動車税の納税義務者は、鳥取県税条例第141条の規定にかかわらず、毎年4月中(4月中以後に自動車税の納税義務が発生した者にあつては、当該自動車税の納税義務が発生した月の翌月中)において、県の発行する第1号様式の証紙を知事から購入して、当該自動車税を払い込まなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、自動車税の納税義務は、購入した証紙に第2号様式の検印を受けたときに完了するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この条例に定めるものを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。</p>

第8条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式を削る。

第9条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を次のよう

に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(自動車税の種別割の税率) 第3条 自動車税の種別割の税率は、鳥取県税条例第138条及び第139条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 略</p>	<p>(自動車税の種別割の税率) 第3条 自動車税の種別割の税率は、鳥取県税条例第138条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 略</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中鳥取県税条例第24条の4の改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成31年6月1日
- (2) 第2条及び第9条並びに附則第3条並びに第6条第2項及び第3項の規定 平成31年10月1日
- (3) 第3条及び附則第6条第4項の規定 平成33年4月1日
- (4) 第4条及び附則第4条第2項の規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(平成31年法律第 号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- (5) 第5条及び次条第4項の規定 平成36年1月1日

(県民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成30年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、新条例第24条の4第1項及び第2項の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成31年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第24条の4第1項及び第2項の規定の適用については、平成32年度分の個人の県民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第24条の4第1項	を支出し、当該特例控除対象寄附金	又は同条第1項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限り。)を支出し、これらの寄附金
第24条の4第2項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第37条の2第1項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限り。)
	送付	送付又は地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第号)附則第2条第7項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の地方税法附則第7条第5項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

- 4 第5条の規定による改正後の鳥取県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成36年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成35年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の鳥取県税条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の

不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

- 2 第4条の規定による改正後の鳥取県税条例第99条及び第100条の規定は、附則第1条第4号に規定する日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成31年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

- 2 第2条の規定による改正後の鳥取県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の鳥取県税条例第139条の規定は、平成31年10月1日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。
- 4 第3条の規定による改正後の鳥取県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成34年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成33年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(規則への委任)

第7条 第198回国会において地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第 号）が原案どおり成立しない場合における鳥取県税条例の規定の適用に関し必要な事項その他この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第6号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

(鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成28年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1 (第3条関係)				別表第1 (第3条関係)			
略				略			
4	知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する事務であって、規則で定めるもの		4	知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する事務であって、規則で定めるもの	
5	知事	私立の高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に規定する高等学校等をいう。)への就学に要する費用の援助に関する事務(法別表第1の91の項に掲げる事務を除く。)であって、規則で定めるもの					
6	知事	私立の中学校への就学に要する費用の援助に関する事務であって、規則で定めるもの					
<u>7</u>	略			<u>5</u>	略		
<u>8</u>	略			<u>6</u>	略		
<u>9</u>	略			<u>7</u>	略		
別表第2 (第3条関係)				別表第2 (第3条関係)			
略				略			
教育 委員 会	別表第1の <u>7</u> の項又は <u>8</u> の項に掲げる事務	法別表第2の113の項 第4欄に掲げる情報		教育 委員 会	別表第1の <u>5</u> の項又は <u>6</u> の項に掲げる事務	法別表第2の113の項 第4欄に掲げる情報	
略				略			
別表第3 (第4条関係)				別表第3 (第4条関係)			
知事 委員	教育 委員	別表第1の <u>7</u> の項 又は <u>8</u> の項に掲げ	法別表第2の113の 項第4欄に掲げる	知事 委員	教育 委員	別表第1の <u>5</u> の項 又は <u>6</u> の項に掲げ	法別表第2の113の 項第4欄に掲げる

	会	る事務	情報		会	る事務	情報
知事	教育	別表第1の9の項	法別表第2の106の	知事	教育	別表第1の7の項	法別表第2の106の
委員	委員	に掲げる事務	項第4欄に掲げる	委員	委員	に掲げる事務	項第4欄に掲げる
会	会		情報	会	会		情報
略				略			
教育	知事	別表第1の1の項	法別表第2の26の	教育	知事	別表第1の1の項	法別表第2の26の
委員		又は法別表第2の	項第4欄に掲げる	委員		又は法別表第2の	項第4欄に掲げる
会		26の項第2欄に掲	情報	会		26の項第2欄に掲	情報
		げる事務				げる事務	
教育	知事	別表第1の5の項	法別表第2の113の	教育	知事	別表第1の5の項	法別表第2の113の
委員		に掲げる事務	項第4欄に掲げる	委員		に掲げる事務	項第4欄に掲げる
会			情報	会			情報
略				略			

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県住民基本台帳法施行条例(平成14年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成28年鳥取県条例第9号。以下「個人番号条例」という。)別表第1の1の項から<u>6</u>の項までに掲げる事務</p> <p>(本人確認情報を提供する執行機関及び事務)</p> <p>第3条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める執行機関は、次の各号に掲げる執行機関とし、同項第2号に規定する条例で定める事務は、当該各号に掲げる執行機関の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育委員会 個人番号条例別表第1の<u>7</u>の項から<u>9</u>の項までに掲げる事務</p>	<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成28年鳥取県条例第9号。以下「個人番号条例」という。)別表第1の1の項から<u>4</u>の項までに掲げる事務</p> <p>(本人確認情報を提供する執行機関及び事務)</p> <p>第3条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める執行機関は、次の各号に掲げる執行機関とし、同項第2号に規定する条例で定める事務は、当該各号に掲げる執行機関の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育委員会 個人番号条例別表第1の<u>5</u>の項から<u>7</u>の項までに掲げる事務</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。